認定通関業者に係る申告官署の選択制の導入について

平成22年6月9日財関第660号

１．選択制導入の考え方

輸出入申告については、審査・検査を適切に実施しつつ迅速な通関を確保するため、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署に対して行うことが原則であるが、認定通関業者については、一定の条件の下であれば、貨物の蔵置場所の管轄官署と申告先官署が異なる場合であっても、審査・検査への必要な対応が可能と考えられる。

このため、各税関の実状に応じ、特定の官署間において、貨物の蔵置場所に関わらず、あらかじめ選択した官署への申告を認める。

２．選択制の概要

認定通関業者が、営業所毎に、税関が定める対象官署の中から申告官署を選択（一定期間内に税関に申出）し、対象官署内の管轄区域に蔵置されている貨物について、輸出入申告及び関係書類の提出を選択した官署に行うことを認める。

３．選択制の対象官署

各税関官署では、業務の質・量を踏まえた体制整備を行って、適正かつ迅速な通関に努めているところであり、その必要性は選択制の導入後も同様である。このような観点から、各税関において選択制の対象官署を決定する。

４．関係規定の整備

選択制を導入する税関において、所要の税関長達を整備する。

５．実施時期

平成22年７月１日とする。